

第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント手続）の結果について

第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）について、ご意見を募集しました。

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

令和5年12月26日（火）から令和6年1月31日（水）まで

(2) 意見提出方法

札幌市公式ホームページのご意見入力フォーム、電子メール、郵送、ファックス、持参

(3) 資料の配布・閲覧場所

- ・市役所本庁舎 13階南側 市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課
- ・市役所本庁舎 2階北東側 市政刊行物コーナー
- ・札幌市市民活動サポートセンター（北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階）
- ・市民活動プラザ星園（中央区南8条西2丁目5-74）
- ・各区役所 市民部 総務企画課 広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・各区民センター
- ・札幌市市民活動促進課ホームページに掲載【第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画】
<https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/keikaku4th.html>

2 パブリックコメントの内訳

(1) 意見提出者数・意見件数（年代別）

3人・6件（40代1人、50代1人、60代1人）

(2) 提出方法別

提出方法	ホームページ 入力フォーム	電子メール	郵送	ファックス	持参	合計
提出者数	3人	0人	0人	0人	0人	3人
構成比	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(3) 意見件数

項 目	件 数	構成比
第1章 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって	0件	0.0%
第2章 市民まちづくり活動と第3期基本計画策定以降の社会動向	1件	16.7%
第3章 第3期基本計画の総括	0件	0.0%

第4章 第4期基本計画の概要	0件	0.0%
第5章 第4期基本計画の基本目標と基本施策	5件	83.3%
第6章 計画の推進にあたって	0件	0.0%
その他（計画策定の手法等）	0件	0.0%
合 計	6件	100.0%

3 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

第2章 市民まちづくり活動と第3期基本計画策定以降の社会動向

第3 札幌市の現状

< 1件 >

意見の概要	札幌市の考え方
共生は大切だと思うが、LGBTQの推進はやめてほしい。女性のトイレや浴場の安全が守られない。現に事件が海外だけでなく日本でも起きている。安全・安心に生活ができるように対応してもらいたい。	札幌市では、「共生」をまちづくりの重要概念の一つに位置付け、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現を目指しており、性的マイノリティ（LGBTQ）への理解を広げることもその一つと考えております。 トイレや浴場の利用については、ご指摘のとおり誰もが安心して利用できることが重要であり、女性を始め他者の安心や安全を阻害する行為は、いかなる人であっても一切許されることではないと考えています。

第5章 第4期基本計画の基本目標と基本施策

基本目標1 様々な参加機会の創出 ～誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり

基本施策(3) 若者・子どものまちづくり活動の促進

< 1件 >

意見の概要	札幌市の考え方
子どもの貧困問題について、食事を与えられないなどのネグレクトもよく聞くので、食事の問題の対策が必要。子ども食堂も増えてきているが、民間に依存している場合ではない。子どもは財産です。何とか守ってほしい。	ネグレクトなどの虐待への対応については、児童相談所、家庭児童相談室をはじめ、子どもコーディネーターや子どもアシストセンターなど各種相談支援事業などにより、引き続き、予防や必要な支援に取り組んでまいります。 また、子どもの貧困対策として、子育て家庭への経済的支援も重要な課題と捉えており、札幌市では、「児童手当」「児童扶養手当」などの現金による支援に加えて、令和6年度より、「子ども医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」「第2子以降の保育料無償化事業」を拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、生活の安定に取り組んでまいります。

基本目標2 地域コミュニティの活性化 ～自発的かつ持続的なコミュニティ活動の推進

基本施策(1) 町内会活性化に向けた支援

< 4件 >

意見の概要	札幌市の考え方
<p>冬場の雪出しについて、近隣住人が学校前に雪を捨て、脇道を通る車から雪山で子どもが見えづらい状況なので、各区画にある公園を少しでも雪捨て場にしてほしい。</p>	<p>札幌市では、公園を雪置き場として使用することは、子どものそり遊びなどによる不慮の事故の危険性や、公園内の遊具・樹木を損傷するおそれがあることから、原則として禁止しています。</p> <p>ただし、町内会などと札幌市(各区の土木センター)の間で「覚書」を交わし、ルールを守っていただくことで、公園を雪置き場として開放しています(現在、約1,600箇所の公園を雪置き場として開放)。</p> <p>なお、公園の面積や遊具の配置状況などによっては、雪置き場として利用できない場合があります。</p>
<p>パートナーシップ排雪制度は、オペラホール建設費の捻出のために、市の除雪費が大幅に削減されてきた経緯があるので、町内会へ費用を転嫁するのは不適切である。</p> <p>また、除雪は車の保有者のために除けているので、車を持たない人から費用を徴収するのは不適切である。</p>	<p>パートナーシップ排雪については、地域が生活道路の排雪を望む場合に、地域と市が協働で取り組む支援制度として、平成4年度から開始されており、現在、生活道路全体の7割程度で利用されておりますが、市の負担額も年々増加している状況であります。</p> <p>近年の傾向として、パートナーシップ排雪制度における地域支払額の高騰や不公平感の高まりといった課題のほか、将来的な除雪従事者の減少に加えて、在宅介護や宅配サービスなどの増加による冬期生活道路環境に関する市民ニーズなど社会情勢の変化があります。</p> <p>以上のことを踏まえながら、排雪手法や費用負担など、持続可能な生活道路の排雪の在り方について検討を進めております。</p>
<p>物価高騰の中にあっては、非正規雇用者、住民税非課税世帯及び学生ローン返済中の方については、町内会費を免除すべき。</p>	<p>町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であり、町内会費の取扱いについては、それぞれの町内会において決定されるものとなっております。</p>
<p>町内会役員が高齢化している現状では、町内会デジタル化に対応できる役員も少なく、個人情報の流失も起きやすくなる。役員が増すと、かえって役員の成り手が減ってしまう。</p>	<p>町内会が抱える課題解決に向けてデジタル化は有効な手法の一つであると考えているものの、ご指摘のとおり、デジタル化に対する町内会の考え方や状況は様々であることから、今後も町内会の要望等に対応した支援を行ってまいります。</p>